

2020年7月1日
四国電力株式会社

伊方発電所 保安規定（第6章 放射性廃棄物管理、第7章 放射線管理） ATENA 標準案との差異について

伊方発電所 保安規定のうち第6章 放射性廃棄物管理、第7章 放射線管理に関して、ATENA 標準案との差異（放出管理用計測器等の機能維持を記載しないこと）の理由について、以下のとおり説明する。

1. これまでの経緯

- ✓ ATENA 標準案は、放出管理用計測器の機能維持について、各社は第6章（放射性廃棄物管理）か第8章（施設管理）のどちらかで管理しており、第6章で管理する場合を明確にするために、第6章中に「定期的に点検を実施し機能維持を図る。」を記載することとし、規制庁殿とのヒアリングで標準案として示していた。この記載は第8章で管理する場合にあっても記載できるものである。このことについて、特段の議論は確認できなかった。
- ✓ 保安規定審査基準では、「これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。」と示されている。
- ✓ 第7章（放射線管理）における放射線計測器類の機能維持についても同様である。

2. ATENA 標準案との差異（変更理由）

- ✓ 伊方発電所では、放出管理用計測器等の機能維持は、施設全体の管理方法の一部として保安規定第8章（施設管理）で統一的に実施することとしている。
- ✓ 当社保安規定では、第8章（施設管理）にて機能維持を図るものについては、機能維持に関する重複した記載はしないこととしているため、第6章（放射性廃棄物管理）及び第7章（放射線管理）には放出管理用計測器等の機能維持に関する内容を記載しない。

以上

添付資料

1. ATENA 標準案との比較（第6章 放射性廃棄物管理、第7章 放射線管理）抜粋

ATENA 標準案	伊方発電所	ATENA 標準案との差異説明
<p>【⑥ 6章 放射性廃棄物管理（2019/8/29版）】</p> <p><u>（基本方針）</u> <u>第2条○発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</u></p> <p><u>（基本方針）</u> <u>第○条発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>（放出管理用計測器の管理） 第101条安全管理課長及び保守課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>四国電力 伊方発電所</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（基本方針） 第2条 伊方発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動にもとづき実施する。</p> <p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u> <u>第98条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>（放出管理用計測器の管理） 第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画） 第119条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）に規定される設備（2号炉）</p> <p>(4) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）</p> <p>(5) 多様性拡張設備※1（3号炉）</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(7) その他自ら定める設備</p>	<p>ALARA の基本方針は第6章、第7章に新たに規定するが、保安規定全体に関わる方針のため本規定を維持する。</p> <p>第1章、第6章、第7章の基本方針の識別のため条文名を明確化</p> <p>放出管理用計測器の施設管理計画を定め、適切に保全を行う。</p>

ATENA 標準案	四国電力 伊方発電所	ATENA 標準案との差異説明
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 113 条 安全管理課長及び保修課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (以下、省略)</p> <p>第 8 章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第 119 条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）（以下、「省令 62 号」という。）」に規定される設備（2号炉）</p> <p>(4) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3号炉）</p> <p>(5) 多様性拡張設備※1（3号炉）</p> <p>(6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(7) その他自ら定める設備</p>	<p>放射線計測器類の施設管理計画を定め、適切に保全を行う。</p>